解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪市東住吉区今林二丁目二七番八号

有限会社宏栄事務所

清算人　桑原　幸雄

解散公告

当組合は、平成二十五年二月八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪府高石市綾園一丁目一四番二八号ビス泉州商業協同組合

代表清算人　井上　猛

解散公告

当社は、株主総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪市平野区加美東三丁目二番二一号

オギー株式会社

代表清算人　嶋瀬　泰弘

解散公告

当組合は、平成二十五年三月二十一日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

神戸市中央区栄町通四丁目一番一六号松原ビル

兵庫県牛乳商業組合

代表清算人　今北　芳生

解散公告

当社は、平成二十五年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

奈良県生駒市東生駒一丁目三一二番地第二東前マンション五〇三　株式会社イトン

代表清算人　平山　剛史

解散公告

当社は、平成二十五年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大分県臼杵市野津町大字亀甲三五一三番地の一

大山電建有限会社

清算人　姫嶋　英博

解散公告

当社は、平成二十五年三月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

沖縄県石垣市川平一二九一番地六三

農業生産法人有限会社川平ファーム

代表清算人　橋爪　雅彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の臨時社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

北海道帯広市西一条南五丁目一五番地

社団法人釧路公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　神津　荘平

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月十八日開催の臨時総会の決議により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

青森市長島二丁目一〇番四号

社団法人青森県高齢・障害者雇用支援協会

清算人　工藤　剣治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

岩手県盛岡市松尾町一七番一〇号

財団法人岩手県傷痍軍人会

代表清算人　松本　吉男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年一月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

秋田県秋田市新屋大川町一二番三号

財団法人秋田学術振興財団

代表清算人　石井　周悦

解散公告（第一回）

当法人は、通常総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都千代田区六番町一三番地四

社団法人林木育種協会

代表清算人　栄花　茂

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都東久留米市新川町一丁目二番一四号

財団法人クリスチャン・アカデミー・イン・ジャパン

代表清算人　カールソン・ポリーン

解散公告（第一回）

当基金は平成二十五年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出のないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都千代田区神田佐久間町三丁目三七番

全国蒲鉾厚生年金基金

代表清算人　伊東　尚武

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月十四日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

東京都墨田区押上二丁目一八番一二号

押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合

代表清算人　戸澤　隆夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間が満了したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

川崎市多摩区堰二丁目五番一五号

財団法人世喜会館

代表清算人　金子　憲生

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

富山市八尾町宮腰一五八〇番地

財団法人本法寺国宝護持会

代表清算人　高橋　俊二